



介護 保険

が変わりました

介護保険料基準月額の変更と介護保険制度の改正についてお知らせします。
問い合わせ 高齢者福祉課 萩原 ☎0076

地域包括ケアシステムの構築

サービスの拡充

- 在宅医療・介護連携の推進
- 地域ケア会議の推進
- 認知症施策の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

重点化・効率化

- 予防給付（訪問介護・通所介護）を介護給付から地域支援事業に移行
- 特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護度3以上の中重度者に限定

介護保険制度の持続可能性の確保（費用負担の公平化）

低所得者の保険料軽減を拡充

- 一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ（現行1割→2割）
- 低所得の施設利用者の食費・居住費を補てんする「補足給付」の要件に預貯金などを追加

重点化・効率化

- 低所得者の保険料の軽減割合を拡大
公費（国・県・市の負担）の5割負担に加え、別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減割合を拡大

改正のポイント

- ① 特養の新規入所対象者の基準が変わります（平成27年4月から）
特別養護老人ホームは、これまで要介護1から入所してきましたが、4月以降の新規入所者は、原則として要介護3以上の人となります。
- ② 負担限度額認定に該当する人の基準が変わります（平成27年8月から）
特別養護老人ホームなどの施設サービスを利用したとき、低所得者の負担が重くなり過ぎないように、食費と居住費に限度額が設けられており、限度額を超えた分は、介護保険が負担しています。
8月からは、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金などの資産が一定額（単身1000万円、夫婦2000万円）を超える場合は、対象外となります。
- ③ 利用者負担が変わります（平成27年8月から）
介護保険サービスの利用者負担割合は、一律1割でしたが、8月に利用したサービスから、所得が一定以上（合計所得金額が160万円以上、年金収入+その他の合計所得金額が単身で280万円以上、65歳以上の人が2人以上いる世帯で346万円以上）ある65歳以上の人の自己負担が2割になります。
それに伴い、要介護認定者全員に「負担割合証」を交付します。
利用者の負担額には、月額の上限額があるため、実際の負担は、自己負担が2割になった全員が2倍になるわけではありません。
- ④ 高額介護サービス費の限度額が一部変わります（平成27年8月から）
1カ月ごとの利用者負担が限度額を超えたとき、申請により、その超えた額が高額介護サービス費として市から支給されます。また、医療保険の現役並み所得に相当する人については、高額介護サービス費の限度額が4万4400円（月額）引き上げられます。

介護保険制度の改正

介護保険制度は、高齢者がいつまでも自分らしい生活を、住み慣れた地域や住まいで安心して暮らせるように、医療、介護、予防、生活支援サービスなどを提供する仕組みである。

「地域包括ケアシステムの構築」と、「介護保険制度の持続可能性の確保（費用負担の公平化）」を実現する必要があります。そのため、改正されました。

* 地域包括ケアシステムの詳細は8、9ページ。

介護保険料が変わります

平成27年度から29年度の介護保険料は、これまでの保険料より1100円（月額）増額の、5500円（月額）となります。（県平均5124円）

介護サービスに関係する経費は、特別養護老人ホームなどの施設利用やデイサービスなど、介護サービスが必要な人の増加とともに、年々膨らんでいる状況です。

今後、高齢化が進む状況の中で、介護サービスが必要とする人がさらに増加していくことを予測し、今回保険料を増額しました。

低所得者への負担の軽減

保険料の変更と併せ、新たに保険料の所得段階区分を8段階から12段階とし、低所得者に過重な負担とならないよう改正を行いました。

今後も、介護保険制度を持統していくために、公費（国・県・市の税金）を投入して、保険料率を軽減するなど、低所得者の保険料を軽減する環境も整えていきます。

まずは、27年度に所得段階区分の第1段階の率を0.5から0.45に軽減します。

保険料の所得段階区分

27年度から29年度までの保険料額

段階	対象者	改定後の保険料	
1段階	生活保護受給者など 世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.45	年額 29,700円
2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下	基準額×0.75	年額 49,500円
3段階	世帯全員が市民税非課税かつ1段階、2段階に該当しない	基準額×0.75	年額 49,500円
4段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ前年合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.9	年額 59,400円
5段階	市民税課税世帯に属する被保険者で被保険者本人非課税かつ4段階に該当しない	基準額×1.0	年額 66,000円
6段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が120万円未満）	基準額×1.2	年額 79,200円
7段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が120万円～190万円未満）	基準額×1.3	年額 85,800円
8段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が190万円～290万円未満）	基準額×1.5	年額 99,000円
9段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が290万円～400万円未満）	基準額×1.7	年額 112,200円
10段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が400万円～600万円未満）	基準額×1.8	年額 118,800円
11段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が600万円～800万円未満）	基準額×1.9	年額 125,400円
12段階	市民税被保険者本人課税（被保険者の合計所得金額が800万円以上）	基準額×2.0	年額 132,000円

これまでの保険料

段階	率	金額
1段階	0.5	年額 26,400円
2段階	0.5	年額 26,400円
3段階	0.75	年額 39,600円
4段階	0.88	年額 46,464円
5段階	1.00	年額 52,800円
6段階	1.13	年額 59,664円
7段階	1.25	年額 66,000円
8段階	1.5	年額 79,200円

